

令和 8 年度名古屋市こども誰でも通園制度公募説明会 補足資料

本資料は、説明会当日に口頭で補足した内容の一部について、当日ご参加いただけなかった事業者様向けに整理したものです。
公募説明会資料とあわせてご覧いただけますと幸いです。

スライド 3 制度開始の考え方

名古屋市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体における受け皿の状況や必要量を踏まえながら、こども誰でも通園制度を実施する施設数を設定しています。22 か所の根拠であれば、子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要量を踏まえて実施個所数を拡充していく方針であり、令和 8 年度は 22 か所分の予算が認められたものです。

スライド 4 公募にあたっての基本要件

社会福祉法人が第二種社会福祉事業として本制度を実施する場合は、定款に「乳児等通園支援事業」を定める必要があります。

一方、学校法人が付随事業として実施する場合は、寄附行為への記載は不要です。実施施設や法人種別に応じて必要な手続きが異なりますので、実施を検討する際には、事業所管課にもご確認ください。

スライド 5 制度の基本ルール

こども誰でも通園制度の利用対象に該当するかどうかの確認は、市が行う認定事務の中で判断します。そのため、事業者が個別に利用可否を判断することは想定していません。

スライド 6 対象となる子ども

保育所等（保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、企業主導型保育事業所）を利用している子どもは、こども誰でも通園制度の認定対象外となります。

スライド 8 対象となる施設類型と一般型での実施

公募にあたって、施設類型による制限はありませんが、認可手続や確認手続における各種要件を満たす必要があります。制度を実施する際は、面積基準や職員配置基準を必ず満たさなければなりません。

在園児合同型には、「専用室あり」と「専用室なし」の2つの考え方があり、いずれの場合も在園児と一緒に過ごすことができます。

スライド 9 部屋の認可方法

ここでいう認可とは、既存施設として受けている認可とは別に、こども誰でも通園制度の実施のために受ける認可を指します。

共用認可の場合、保育所の保育室や遊戯室など、法令上必須とされている部屋に重ねて認可することはできないため、多目的室等を対象に認可する整理となります。

転用認可の場合は、現在受けている認可を外し、こども誰でも通園制度用のスペースとして認可を受ける考え方です。この場合、元の保育室の認可面積を除外することになるため、在園児数に対して、引き続き面積基準を満たせるかどうかには注意が必要です。

また、新たに認可を受ける部屋であっても、同一時間帯に一時保育等を実施する場合は、その部屋の面積に対し、受入人数が適正かどうかを確認する必要があります。

なお、実施階について一律の制限はありませんが、安全面の観点から満たすべき基準があることはご留意ください。

乳児等通園支援事業は認可事業であることから、基本的に専ら本事業の用に共する建物、スペースでの実施が必要となります。なお、その他の社会福祉施設等と併設、又は使用部分を共有する場合は、それぞれの事業の基準を満たす必要があるため、実施を検討する際には、事業所管課にもご確認ください。

スライド 10 職員配置と面積の基本ルール

こども誰でも通園制度の専従職員は、常勤に限らず、非常勤での配置も可能です。また、保育士以外の従事者については、子育て支援員研修等を修了していることが要件となります。

スライド 11 定員内訳の柔軟な設計

年齢ごとの定員内訳は自由に設定できるわけではなく、面積基準および職員配置基準を満たしたうえで、総数が定員の範囲内となるよう調整します。

たとえば、十分な面積（3.3 m²×6 人分）が確保できていれば、0 歳児 6 人という編成も可能ですし、0 歳児 4 人、1 歳児 1 人、2 歳児 1 人といった組み合わせも認められます。

スライド 12 一体的運用について

専従職員を 1 名とする一体的運用を行うためには、保育所や認定こども園等と一体的に運営されていること、併設施設の職員による支援を受けられる体制があること、専従職員が保育士であることなど、一定の条件を満たす必要があります。

また、一体的運用では併設施設側の職員配置要件も関係するため、事前に所管課へ確認してください。

スライド 13 子育て支援員の取扱い

子育て支援員として従事するためには、「こども誰でも通園制度」専用の専門研修を受講する必要があります。

ただし、令和 8 年度までの経過措置として、地域型保育事業または一時預かり事業の専門研修を修了し、国が示す習熟度チェックを行った場合も、従事が可能です。

スライド 14 保育所等における職員の取扱い

本整理は、通常保育において公定価格の給付や、名古屋市の運営費補給金を受けている事業所を前提としています。

通常保育に係る公定価格には、こども誰でも通園制度の担当時間を含めることはできません。

また、運営費補給金の対象職員は保育所運営のための職員と整理されるため、こども誰でも通園制度の専従職員として位置付けることはできません。

なお、1 人の職員が複数の事業を兼務する場合は、会計上、勤務割合に応じて人件費等を按分する必要があります。

乳児等通園支援事業の運営には、公定価格に基づき、利用実態に応じて支払われます。公費が入ることから、その他の補助金などと重複して受け取ることはできません。その他の事業と兼務する職員の配置を検討している事業者においては、本事業とその他事業を区別し、適切に按分する必要があります。

スライド 15 開所時間と食事の取扱い

開所曜日や開所時間を年度途中で変更する場合は、事前に相談が必要です。食事の提供は任意ですが、アレルギー対応を行う場合は、医師の診断や指示に基づいた生活管理指導表の整備が必要となります。

スライド 16 日々の運用と開始までの準備

事業者においても、面談予約、利用受付、請求書作成などで国のシステムを利用していただきます。面談日程の調整や予約管理は国システムを基本としますが、電話や電子メールでの対応も可能です。また、制度開始にあたっては、口座振替手続、毎月の請求書作成、実績管理など、一定の事務負担が発生する点にもご留意ください。

スライド 17 基本の運営費

利用料については、国の標準額として概ね 300 円程度が示されていますが、実際の利用料は各事業所で設定します。

スライド 18 各種加算の全体像

例として、初回対応加算は、事前面談を 30 分以上実施し、初回利用直後に 10 分以上の事后面談を行い、いずれも記録を残した場合に算定できます。また、保護者支援面談加算は、初回利用の翌月以降に、子どもの様子の共有や、保護者の悩み・不安への対応を目的とした 30 分以上の面談を行った場合に算定できます。なお、医療的ケア児の受入れを行わない場合でも、応募は可能です。

スライド 19 開設準備補助

令和7年度に補助対象となった例としては、椅子、絵本、ベッド、ジョイントマット、パーテーション、コーナーガードの設置などがあります。

スライド 21 事前相談書の参考様式

事前相談書では、法人の概要、想定している事業内容、実施予定の部屋などを確認します。

全項目を記入していなくても相談は可能ですので、事前相談書と平面図をメールでご提出ください。内容確認後、担当からご連絡させていただきます。

スライド 23 実施ニーズと実施園の声

選定後には新規実施施設向けの事務説明会を予定しているほか、ホームページに令和7年度実施施設の事例集を掲載していますので、ぜひ参考にしてください。